

行政事業レビューシート (環境省)

予算事業名	大気環境基準等設定業務費	事業開始年度	昭和49年度	作成責任者		
担当部局庁	水・大気環境局	担当課室	総務課	総務課長 木村 祐二		
会計区分	一般会計	上位政策	大気・水・土壌環境等の保全			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	環境基本法第16条第3項 大気汚染防止法第18条の22第1項及び第2項	関係する計 画、通知等	-			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	環境基準については、環境基本法に基づき「常に適切な科学的判断が加えられ」なければならないとされている。また、大気汚染防止法において、国は有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならないとされている。このため、既に環境基準等が設定されている物質や優先的に取り組むべき有害大気汚染物質等について、人の健康への影響に関する科学的知見の充実に継続的に進めていく必要がある。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定など大気保全政策の動向に関する最新の情報を収集・整理。 ・既に環境基準等が設定されている物質、及び、優先順位の高い有害大気汚染物質について、環境基準等の見直しや新規設定に資するべく、健康影響に関する情報を収集・整理。 ・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施。 					
実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務で得られた知見をもとに、有害大気汚染物質については、これまでにベンゼン等4物質について環境基準を設定。また、平成15年度にはアクリロニトリル等4物質を、平成18年度にはクロロホルム等3物質を対象として、健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)を設定。現在、その他の有害大気汚染物質についても並行して評価作業を進めており、特に、ヒ素及びその化合物について指針値案を提案。 ・さらに、知見に制約がある場合の評価手法に関し、現行のものより詳細なガイドラインを策定すべく検討中。 					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	41	38	33	33	
	執行額	36	33	27		
	執行率	87.8%	86.8%	81.8%		
	総事業費(執行ベース)	36	33	27		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	事業の中で外部有識者による検討会を実施。事業実施等の状況把握については、事業者等との間で、電話や電子メール等で連絡するとともに定期的に当省担当者との打合せ会議を行い、常に事業の進捗状況や達成状況を確認している。また、あわせて受託者の提出する委託業務精算報告書に基づき、費目、用途の確認も適正に行っている。				
	見直しの余地	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、米国等の諸外国において大気環境基準等の強化の動きが相次いでいることから、それら基準等見直しの根拠となっている科学的知見を収集し、詳細に吟味していく必要がある。 ・有害大気汚染物質のうち優先的に取り組むべき22物質について順次健康リスク評価を行い指針値を設定してきているが、既存の科学的知見の不足から評価作業がペンディングとなるケースが増えている。今後、有害大気汚染物質のうち特に知見の不足している物質については、動物実験を実施するなどして、積極的に知見の集積を図る必要がある。 ・以上より、大気環境基準の設定・見直し等の根拠となる科学的知見の集積には、継続的な調査・研究が必要不可欠であるものの、人の健康影響の未然防止の観点から、特に優先度の高い項目に集中投資を行うことで、早期の基準見直しを実現し、対策につなげる。 				
予算監視の・効率						
補記						

環境省
27百万円

諸外国等における大気環境基準・大気保全政策の動向や健康影響に関する最新の情報を収集・整理し、新たな環境目標値を設定するとともに、既存の目標値の見直しを検討する。

【一般競争入札】

A. 日本エヌ・ユー・エス(株)
10百万円

環境基準の見直し等の検討に資するため、諸外国等における大気環境基準に係る動向や根拠資料等について情報を収集・整理し分析を行う。

【一般競争入札】

B. 日本エヌ・ユー・エス(株)
7百万円

有害大気汚染物質に係る優先取組物質のうち環境目標値が設定されていない物質について、国際機関等の健康リスクに関する科学的知見やリスク評価手法等についての情報を収集・整理する。

【総合評価入札】

C. (独)国立環境研究所
10百万円

指針値等の評価値を設定する基本的な方針を示すものとして、我が国や諸外国において実施された評価方法を整理し、最も適切なリスク評価値の算出方法についての検討を行う。

【随意契約】

D. いであ(株)
1百万円

「有害大気汚染物質に係る健康リスク評価手法等に関するガイドライン策定検討」の補助業務を行う。

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記載す
 る。使途と費目の双方で実情
 が分かるように記載)

A. 日本エヌ・ユー・エス(株)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	6			
業務費	旅費、会費、材料費(印刷費等)	2			
その他	一般管理費、消費税	2			
計		10	計		0
B. 日本エヌ・ユー・エス(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	5			
業務費	旅費、謝金、会議費、印刷製本費	1			
その他	一般管理費、消費税	1			
計		7	計		0
C. (独)国立環境研究所			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
人件費	人件費	1			
業務費	謝金、旅費、印刷製本費、賃金、 会議費、消耗品費	6			
外注費	外注費(有害大気汚染物質に係る 健康リスク評価手法等に関するガイ ドライン策定補助業務)	1			
その他	一般管理費、消費税	2			
計		10	計		0
D. いであ(株)			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	有害大気汚染物質に係る健康リ スク評価手法等に関するガイドラ イン策定補助業務	1			
計		1	計		0